

令和8年度 水俣市高齢者施設等物価高騰対策支援金

1 支援金の目的

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けて費用が増加している水俣市内の高齢者施設等の負担軽減を図り、安定的な高齢者支援体制を確保するため、光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る支援金を交付します。

○対象となる期間及び経費

・次の交付対象者が、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支出した光熱水費、燃料費、食費等の金額（以下「光熱水費等」という。）が、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に支出した光熱水費等と比較して、物価高騰に係る負担額が増加した場合（消費税及び地方消費税相当分を除く。）で、他（県や市町村等）の支援金を利用してもなお影響がある物価高騰による負担増額分（上昇分）を対象とします。

2 支援金の申請

○交付対象者 水俣市内の「3」に掲げる高齢者施設等を所管し、今後も事業継続の意思を有している事業者（法人）等

※申請は法人単位です。法人所管の全ての対象高齢者施設・事業所分をまとめて申請してください。

※令和7年4月から令和8年3月の全期間において事業を休止している施設等は除きます。

○申請方法等

- ・申請期間 **令和8年8月27日（木曜日）～ 同年10月2日（金曜日）**
- ・申請方法 **窓口提出または郵送**（郵送の場合は、令和8年10月2日必着）
- ・提出先等 **水俣市いきいき健康課高齢介護支援室**（〒867-0005 水俣市牧ノ内3番1号） TEL: 0966-63-3051
- ・申請書等 水俣市ホームページに掲載 <https://www.city.minamata.lg.jp/kiji0034830/index.html>



3 対象となる高齢者施設等及び支援金額

施設区分	高齢者施設等（施設・事業所のサービス種別）	施設規模（支援金区分）と支援金額
①入所系	①介護老人福祉施設 ②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 ③介護老人保健施設 ④介護医療院 ⑤短期入所生活介護事業所（空床利用型を除く） ⑥短期入所療養介護事業所（空床利用型を除く） ⑦認知症対応型共同生活介護事業所 ⑧特定施設入居者生活介護事業所 ⑨地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 ⑩養護老人ホーム ⑪軽費老人ホーム	・定員19人以下 96,000円／箇所 ・定員20～39人 318,000円／箇所 ・定員40～69人 594,000円／箇所 ・定員70～89人 870,000円／箇所 ・定員90人以上 1,092,000円／箇所
②入所系 【有料老人ホーム】	①有料老人ホーム ②みなし有料老人ホーム ※特定施設入居者生活介護事業または地域密着型特定施設入居者生活介護事業の指定を受けている場合を除く。	・定員19人以下 48,000円／箇所 ・定員20～39人 156,000円／箇所 ・定員40～69人 294,000円／箇所 ・定員70～89人 432,000円／箇所 ・定員90人以上 546,000円／箇所
③通所系	①通所介護事業所 ②地域密着型通所介護事業所 ③療養通所介護事業所 ④認知症対応型通所介護事業所 ⑤通所リハビリテーション事業所（当該事業所専有のスペースを有する場合に限る） ⑥通所型サービスA事業所（事業所指定を受けている場合に限る） ⑦小規模多機能型居宅介護事業所 ⑧看護小規模多機能型居宅介護事業所	・通常規模型 66,000円／箇所 ※延利用者750人以下／月 ・大規模型 138,000円／箇所 ※延利用者750人超／月 ・小規模多機能型 138,000円／箇所 ※小規模多機能型居宅介護事業所 ※看護小規模多機能型居宅介護事業所
④訪問系	①訪問介護事業所 ②訪問入浴介護事業所 ③訪問看護事業所（みなし指定を除く） ④訪問リハビリテーション事業所（みなし指定を除く） ⑤居宅療養管理指導事業所（みなし指定を除く） ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ⑦夜間対応型訪問介護事業所 ⑧福祉用具貸与事業所 ⑨特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与と未実施の場合に限る） ⑩居宅介護支援事業所 ⑪介護予防支援事業所 ⑫訪問型サービスA事業所（事業所指定を受けている場合に限る）	48,000円／箇所